



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 128 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

外国居住者のキャピタルゲイン課税制度の改正案（税法）

オーストラリア政府は、外国居住者に対するキャピタルゲイン税（CGT）制度の見直しに関する法案を公表しました。

本改正案は、外国投資家がオーストラリアの有形資産を処分する際の課税対象を大きく拡大する内容となっており、特に重要な変更点としては、CGT の課税対象となる「不動産（real property）」の定義規定の新設が挙げられます。本改正案の定義によれば、土地上の設備等が、従来の判例法に基づく解釈よりも広範囲で不動産に含まれることとなります。新設された定義の一部については、2006 年 12 月以降の資産処分に遡及適用するものとされているため、過去に CGT の課税対象とならないと判断して実施した資産譲渡がある場合には、新制度の下で課税対象となるかを確認する必要があります。

現在オーストラリアに資産を保有している、または今後オーストラリアで資産を取得する外国投資家にとっても、新制度により将来の処分時の課税関係や投資リターン算定の前提に影響が生じる可能性があります。また、遡及適用の点を含め、本改正案にはオーストラリアが締結している租税条約との整合性に関する論点もあり、業界・実務関係者が懸念を表明することが予想されます。一方、本改正案のコンサルテーションが通常より短期間で実施されたことも踏まえると、政府としては迅速な成立を目指していると考えられますので、今後の動向を注視しながら影響を適時に精査していくことが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

裁判手続の濫用を理由とする主張制限（訴訟実務）

連邦控訴裁判所（Full Federal Court）は、Madden (Receiver) v Mining Standards International Pty Ltd [2025] FCAFC 142 において、当事者の訴訟行為が正当な利益に基づくものでなく、不当な戦略的利益を目的とするものであるため裁判手続の濫用に当たるとして、これを制限する判断を下しました。本判決は、裁判所が、紛争の統一かつ終局的な解決と司法制度の効率的な運営という、裁判制度の基礎となる公的利益を重視していることを再確認するものです。

本件では、西オーストラリア州最高裁判所での訴訟で被告となった当事者が、同手続で主張した内容を取り下げた後、連邦裁判所で同様の主張に基づき別の訴訟を提起したことが問題となりました。連邦裁判所は、先の訴訟での主張の取下げについて、訴訟資金が確保できなかったことが理由の1つであったことは認めつつ、①手続の進行を早めることによって証拠に関する問題を回避するという戦略的判断でもあったこと、②後の手続で同様の主張をする意図を相手方・裁判所に開示しなかったため効率的な訴訟運営が阻害されたこと、③これにより先の訴訟の実効性が低減したこと、を重視して、後の訴訟提起は裁判手続の濫用に当たると判断しました。

オーストラリアでは、日本と異なり、弁護士は司法制度の一部として裁判所に対して直接義務を負っています。本判決は、訴訟上の戦略的判断をこの義務に優先させることができないことを確認するものであり、訴訟当事者や資金提供者としては、訴訟へのアプローチを考えるうえでこの点を十分に認識しておくことが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

燃料価格高騰に伴う道路運送関連契約の価格調整に関する FWC の緊急措置（燃料価格高騰）

フェアワーク委員会（FWC）は、中東情勢の悪化を受けた燃料価格の高騰への対策として、道路運送契約チェーンに関する命令（Road Transport Contractual Chain Order、「RTCCO」）を発出しました。

RTCCO は、「道路運送契約チェーン」内の者に適用され、道路運送の荷主、ドライバー、これらの間の商流に含まれる下請業者やプラットフォームなどが含まれます。今回の RTCCO は、道路運送関連業務の料金について、命令の発効（2026 年 4 月 21 日）以降の燃料価格の上昇分が吸収されるよう、2 週間ごとまたは毎月 2 回の調整を行うことを義務付けるものです。

企業においては、自社が RTCCO の適用対象となるかを確認するとともに、既存契約に RTCCO の要件を満たす価格調整条項等がない場合には、条項を追加するための協議等を行う必要があります。また、自社が直接には RTCCO の適用対象ではない場合であっても、土木建設事業のように、下流の事業者が RTCCO の対象となっている場合には、既存契約に基づく取引に影響が生じる可能性もあります。発効から 1 か月後に FWC による RTCCO の見直しが予定されていることも踏まえ、今後の動向を注視しながら対応していくことが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パース日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パース日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice
紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com